

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年 3月30日

鳥取県人事委員会委員長 佐 蔵 絢 子

### 鳥取県人事委員会規則第10号

#### 職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則（昭和31年鳥取県人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（手当の支給の特例）</p> <p>第4条 月の1日から末日までの間において次に掲げる特殊勤務手当の支給される業務に従事した日数が15日未満である場合における当該特殊勤務手当の額は、当該業務に従事した日数が8日以上15日未満である場合にあっては、100分の60を、1日以上8日未満である場合にあっては100分の30を、それぞれ条例に規定する額に乗じて得た額とする。</p> <p>（1）～（4）略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる特殊勤務手当が支給される業務に給与条例第1条の2に規定する短時間勤務職員（以下「短時間勤務職員」という。）が従事した場合における当該特殊勤務手当の額は、それぞれ条例に規定する額に<u>職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第35号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第2項若しくは第3項又は県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第36号。以下「県費負担教職員勤務時間条例」という。）第2条第2項若しくは第3項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間条例第2条第1項又は県費負担職員勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u></p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、短時間勤務職員の月の1日から末日までの間における前項各号に掲げる特殊勤務手当の支給される業務に従事した日数がその月の現日数から勤務時間条例第3条第1項又は<u>県費負担教職員勤務時間条例第3条第1項に規定する週休日の日数（その月の中途において新たに採用さ</u></p>	<p>（手当の支給の特例）</p> <p>第4条 月の1日から末日までの間において次の各号に掲げる特殊勤務手当の支給される業務に従事した日数が15日未満である場合における当該特殊勤務手当の額は、当該業務に従事した日数が8日以上15日未満である場合にあっては、100分の60を、1日以上8日未満である場合にあっては100分の30を、それぞれ条例に規定する額に乗じて得た額とする。</p> <p>（1）～（4）略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる特殊勤務手当が支給される業務に給与条例第4条の2に規定する短時間勤務職員（以下「短時間勤務職員」という。）が従事した場合における当該特殊勤務手当の額は、それぞれ条例に規定する額に<u>勤務時間条例第2条第2項又は第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u></p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、短時間勤務職員の月の1日から末日までの間における前項各号に掲げる特殊勤務手当の支給される業務に従事した日数がその月の現日数から勤務時間条例第3条第1項に規定する週休日の日数（その月の中途において新たに採用された職員その他の人事委員会の定める職員にあ</p>

れた職員その他の人事委員会の定める職員にあっては、人事委員会の定める日数)を差し引いた日数(以下この項において「要勤務日数」という。)に15を常時勤務を要する職員の要勤務日数を考慮して人事委員会の定める数(以下この項において「特定数」という。)で除して得た数を乗じて得た日数(その日数に1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数。以下この項において同じ。)未満である場合の当該特殊勤務手当の額は、当該業務に従事した日数が要勤務日数に8を特定数で除して得た数を乗じて得た日数以上要勤務日数に15を特定数で除して得た数を乗じて得た日数未満である場合にあっては100分の60を、1日以上要勤務日数に8を特定数で除して得た数を乗じて得た日数未満である場合にあっては100分の30を、それぞれ前項の規定により求められた額に乘じて得た額とする。

4 次に掲げる特殊勤務手当の支給される業務等に従事した時間が1日について4時間に満たない場合におけるその日の当該特殊勤務手当の額は、それぞれ条例に規定する額に100分の60を乗じて得た額とする。

(1)~(7) 略

(8) 有害物等取扱手当(条例第21条第1項第2号の作業又は業務のうち毒物及び劇物取締法(昭利25年法律第303号)第2条第1項に規定する毒物を含有する危険物以外の危険物に係るものに限る。)

(9) 略

っては、人事委員会の定める日数)を差し引いた日数(以下この項において「要勤務日数」という。)に15を常時勤務を要する職員の要勤務日数を考慮して人事委員会の定める数(以下この項において「特定数」という。)で除して得た数を乗じて得た日数(その日数に1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数。以下この項において同じ。)未満である場合の当該特殊勤務手当の額は、当該業務に従事した日数が要勤務日数に8を特定数で除して得た数を乗じて得た日数以上要勤務日数に15を特定数で除して得た数を乗じて得た日数未満である場合にあっては100分の60を、1日以上要勤務日数に8を特定数で除して得た数を乗じて得た日数未満である場合にあっては100分の30を、それぞれ前項の規定により求められた額に乘じて得た額とする。

4 次に掲げる特殊勤務手当の支給される業務等に従事した時間が1日について4時間に満たない場合におけるその日の当該特殊勤務手当の額は、それぞれ条例に規定する額に100分の60を乗じて得た額とする。

(1)~(7) 略

(8) 有害物等取扱手当(条例第21条第1項第2号の作業又は業務のうち毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物を含有する危険物以外の危険物に係るものに限る。)

(9) 略

#### 附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。